

四日市市消防本部訓令第 2 号

四日市市消防吏員任用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 8 月 5 日

四日市市消防長 小 谷 正 人

四日市市消防吏員任用規程の一部を改正する規程

四日市市消防吏員任用規程（昭和 5 9 年四日市市消防本部訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（消防吏員採用試験の受験資格） 第 9 条 採用試験の受験資格は、次のとおりとする。 （１）学歴及び年齢等 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）による高等学校又は中等教育学校卒業の学歴又はこれと同等以上の学力を有する 1 8 歳以上 <u>3 0 歳</u>未満の者。 ただし、特に必要な場合は、これを変更することができる。 （２）及び（３） （略）	（消防吏員採用試験の受験資格） 第 9 条 採用試験の受験資格は、次のとおりとする。 （１）学歴及び年齢等 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）による高等学校又は中等教育学校卒業の学歴又はこれと同等以上の学力を有する 1 8 歳以上 <u>2 8 歳</u>未満の者。 ただし、特に必要な場合は、これを変更することができる。 （２）及び（３） （略） <u>（合格証書）</u> <u>第 1 6 条 昇任試験に合格した者に対しては、合格証書を交付するものとする。</u>
第 <u>1 6</u> 条 （略）	第 <u>1 7</u> 条 （略）
第 <u>1 7</u> 条 （略）	第 <u>1 8</u> 条 （略）
第 <u>1 8</u> 条 （略）	第 <u>1 9</u> 条 （略）
第 <u>1 9</u> 条 （略）	第 <u>2 0</u> 条 （略）

第 <u>20</u> 条（略）	第 <u>21</u> 条（略）
第 <u>21</u> 条（略）	第 <u>22</u> 条（略）

附 則

この要綱は、令和7年8月15日から施行する。

（消防本部総務課）